

免許法別表第3により上級免許状を取得する場合（中学校）

受けようとする免許状		専修	1種											2種		
基礎資格となる免許状（注6）		中学校1種	中学校2種											中学校臨時		
根拠規定		教育職員免許法別表第3	教育職員免許法別表第3								教育職員免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号又は第4号（「保健」のみ）（注1）				教育職員免許法別表第3他	
基礎資格となる免許状を取得した後の中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む）における当該教科の教員としての勤務成績良好な必要在職年数		3	5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6		
基礎資格となる免許状を取得した後の最低修得単位数（注2）（注3）		15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10		
必ず含めねばならない科目及び単位数	教科に関する科目（注4）		10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3	お問い合わせください	
	計		16	14	12	10	8	7	6	5	10	7	6	5		
	教職の意義等に関する科目（注5）		7	5	3	3	2	2	2	2又は1	4	2	2	2又は1		
	教育の基礎理論に関する科目（注5）															
	指導法に関する科目 教育課程及び	各教科の指導法		3	3	3	3	2	2	1	1	2	2	1		1
		教育課程の意義及び編成の方法														
		道徳の指導法		3	3	3	2	2	1又は0	1又は0	1又は0	2	1又は0	1又は0		1又は0
		特別活動の指導法														
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）															
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目（注5）		3	3	3	2	2	1又は0	1又は0	1又は0	2	1又は0	1又は0	1又は0			
教科又は教職に関する科目	15	4	4	4	3	3	3	2	2	4	3	2	2			

(注1) 免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号の適用条件(同表備考第4号の適用条件は、お問い合わせください。)

大学に3年以上在学し、かつ、93単位数以上修得 又は 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位数以上修得

(注2) 基礎資格となる免許状の取得後であれば、在職年数の条件を満たす以前に単位の修得を開始した場合でも、すべての条件が整えば申請できます。

例えば、中学校教諭1種免許状を取得するための単位を在職年数10年目から修得を始め、11年目に修得終了後、満12年を経過した時点で申請できます。

(注3) 教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目の合計単位数と最低修得単位数との差は、教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目の中から選択します。

(注4) 取得しようとする免許教科に係る免許法施行規則第4条の表に掲げる教科に関する科目について、それぞれ1単位数以上(同表に掲げる教科に関する科目の数が上記の表の教科に関する科目の最低修得単位数を超える場合は、上記の表の最低修得単位数に相当する数の教科に関する科目についてそれぞれ1単位数以上)を修得する必要があります。

ただし、単位数を満たしていれば、教育職員免許法施行規則で定める一般的包括的内容を含む必要はありません。

(注5) 中学校以外の教諭の普通免許状の授与を受けるために修得した教職に関する科目の単位(教育課程及び指導法に関する科目を除く)を使用できます。

(注6) 特別免許状の場合は、お問い合わせください。

